



2023年度消費者なんでもホットラインを実施しました

2023年11月18日～19日(日)、特定非営利活動法人消費者市民サポートちばは千葉県弁護士会と共催で2023年度消費者なんでもホットラインを実施しました。

今年度の電話相談は昨年度に引き続き、テーマをあえて絞らず全分野を対象に相談を受け付けました。

「消費者なんでもホットライン」のお知らせはサポちばと弁護士会のホームページに掲載、チラシを各地の消費生活センターに配置、会員向けメール、会員限定広報紙「ちぽっちだより」などの広報媒体とともに、マスコミ各社にFAX等でニュースリリースに加え、初めてインターネット広告を実施しました。千葉県内に居住する18歳以上の方を対象にGoogle検索やYouTube、Gmailなどの広告欄でなんでもホットラインの告知をしました。

電話受付は両日とも午前10時から午後4時まで県弁護士会とサポちば会員の弁護士、およびサポちば会員の消費生活相談員の延べ17人の皆さんが担当しました。

相談件数は2日間で19件を受け付け、サポちばで開催した電話相談では最も多い件数となりました。相談内容は副業詐欺、投資関連、修理業者とのトラブル、リフォームのトラブル、歯科医院とのトラブル、不動産賃貸トラブル、葬儀業者とのトラブル」と多方面に渡る内容でした。

今後に向けて、開催日時・時間、広報や告知の工夫と拡大、具体的には法テラスや県の広報紙、ホームページへの告知などの活用を検討していきます。



相談を受けている様子

コープみらいによる千葉経済大学短期大学部の寄付講座に講師派遣

2023年11月30日(木)、コープみらいの依頼により寄付講座として千葉経済大学短期大学部ビジネスライフ学科の影山美佐子教授の授業に特定非営利活動法人消費者市民サポートちばから講師を派遣しました。講師は大平俊一弁護士、柿沼由佳消費生活相談員に担当いただきました。



講師：大平俊一弁護士

テーマは【地域の生活と多様性】、第10回「若者の消費者トラブル防止」でした。初めに、大平講師からは統計情報の紹介、未成年者取消権の解説、「10代・20代の消費者被害の特徴 弁護士の立場から」と題して「マッチングアプリで知り合った女性から勧められて契約した自己啓発セミナー」、「同級生からFX等で稼げると言われて結んだ契約」の事例を紹介しながら、相談を受けた場合の弁護士の視点を説明、被害に遭わないために具体的にどう気をつけるのかを講演しました。消費者市民社会の理念の解説ともしも被害に遭った場合の相談窓口として弁護士会と消費者ホットライン（188）を紹介しました



講師：柿沼由佳 消費生活相談員

に受講し、翌週提出のレポートで「脱毛エステで契約してしまった」、「インスタのDMで勧誘がくる」などと、身近なくらしのなかで学生が危険に晒されていることが伺えました。消費生活センターや弁護士、サポ・ちばなど相談できる機関があることを知れてよかったという声とともに、トラブルに遭う前に「まずはよく考えることを大切に」という気付きを学生たちが得たことが感じ取れました。

柿沼講師からは『契約社会に生きる』自分が主役の消費生活＝主体的な意思決定の力を磨くには？と題して、契約とは何か、消費者トラブルは、若者に多い相談から「脱毛エステ」を題材にクーリング・オフの活用をクイズ形式で検討、マルチ商法や情報商材で多重債務の落とし穴に陥らないために、少しでもおかしいと思ったら断る力を呼びかけました。

閉会にあたり前野副理事長からご挨拶をいただきました。

授業にはビジネスライフ学科の1、2年生約100人が熱心



左から前野副理事長、柿沼講師、大平講師、影山教授